

令和 6 年 6 月 3 日
一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎
(押印省略)

**「長崎市観光マスターブランド強化に向けた域内・域外を繋いだ共感・情報発信イベントの開催」
に係る業務委託（募集）**

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（DMO NAGASAKI）では、「選ばれる 21 世紀の交流都市」を実現するため、マーケティングの力を活用しながら、訪問客の「満足度向上・消費拡大」、事業者の「ビジネスチャンス拡大・収益向上」、市民の「満足度向上」を目指して、持続可能な観光まちづくりの推進を行っています。

この度、令和 3 年度に着手し、令和 4 年度から本格的に取り組みを開始した「長崎市観光マスターブランド」について、域内・域外を繋いだ共感・情報発信イベントを企画・開催し、長崎市の観光ブランディングの更なる強化を図っていきます。このことについて、公募による企画コンペを実施いたします。

記

1 件 名：

「長崎市観光マスターブランド強化に向けた域内・域外を繋いだ情報発信イベントの開催」
に係る業務委託

2 内 容：別紙仕様書のとおり

3 参加資格：

- (1) 当協会の会員または「長崎市観光まちづくりネットワーク」に参画する事業者であること
- (2) ブランディング及びイベント開催に係る専門的な知識と豊富な実践経験を有すること
- (3) 次に該当しないこと

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）であると認められる。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ

ている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 または 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4 契約期間： 契約締結日（令和6年7月1日予定）～令和6年12月27日（金）

5 提案上限金額： 2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 募集期間等

項目	日程
公募開始	令和6年6月3日（月）
仕様書等に関する質問期限	令和6年6月7日（金）
質問に対する回答	令和6年6月11日（火）
応募書類の提出締切	令和6年6月17日（月）正午まで（必着）
審査結果通知	令和6年6月21日（金）予定
契約に向けた協議	令和6年6月26日（水）予定 当協会にて実施（現地）
契約日	令和6年7月1日（月）予定

7 応募書類の提出期日：

令和6年6月17日（月）正午まで（必着）

8 応募書類の提出：

下記（1）と（2）の2点とする。

（1）企画提案書（任意様式）

ア 別紙仕様書に記載する事業目的と業務内容に基づき、イベントの開催プランを企画提案し、実施スケジュールをあらかじめ設定すること。

※具体施策の実施は保証するものではない。

イ 予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。予定する責任者（統括責任者含む）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。

※別紙の仕様書9（4）に記載のあるとおり、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、本応募書類など書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。

ウ 本業務と類似業務の受注実績について、実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果等の実績を纏めたポートフォリオを提出すること。

（2）見積書（任意様式）

見積書には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。また、内訳がわかるように記載すること。内訳については、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載し、消費

税額及び合計金額がわかるように記載すること。

9 応募書類の記載事項と注意点：

- ・ 提出日
- ・ 宛名（一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎）
- ・ 事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）、事業者の代表印の押印
- ・ 件名 「長崎市観光マスターブランド強化に向けた域外・域内を繋いだ情報発信イベントの開催」
に係る業務委託
- ・ 見積書には消費税額及び合計金額がわかるように記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。

10 応募書類の提出方法と提出先：

- (1) A4版（両面 2in1）で正本1部及び副本5部並びに電子データを提出するものとする。
- (2) 提出先 〒850-0862 長崎市出島町1-1 出島ワーフ2階
（一社）長崎国際観光コンベンション協会 経営企画室 企画課宛
電子データ提出先：dmo@nagasaki-visit.com

11 事業者選定の評価基準：

次の内容から総合的に評価する。ただし、見積価格が提案上限額を超えている事業者、ひとつでも「劣る」評価のあった応募者については、受託候補者とししない。

評価項目	評価基準	配点				
		非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1 企画提案力 (50点)	(1) インナーブランディングの醸成に向けて、事業の目的を本質的に正しく理解した上で、企画への落とし込みがなされているか	20	15	10	5	0
	(2) 域外イベントでは長崎市の「想起率」向上に、域内イベントでは「ブランド認知」と事業者の事業やおもてなし力向上に繋がる内容となっているか	15	12	8	4	0
	(3) イベント内容は具体的に示され、目的を果たすために適切で有効的であるか	15	12	8	4	0
2 企画実現性 (40点)	(1) 提出されている業務の内容に対して、見積価格は適正か	10	8	5	3	0
	(2) 本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか	10	8	5	3	0
	(3) 適切なスケジュール設定及び業務管理体制が提案されているか	10	8	5	3	0
	(4) 本業務を実施するにあたり、過去の類似業務での実績を評価でき、本事業でも優れた成果を期待できるか	10	8	5	3	0
3 価格評価 (10点)	見積価格が提案上限金額内に収まっているか	10				0
合計		100点				

12 審査結果の通知：

Eメール及び郵送により参加申込者全員に対して通知する。

13 その他

- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は本審査のみに使用し、返却はしない。
- ・ 提出書類は非公開とし、採用された提出書類、団体名等については応募者の承諾を得た上で公開する

場合がある。

- ・ 審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- ・ 委託予定者が決定した場合は、改めて業務内容等について詳細協議を行い、業務内容を決定した上で委託契約を締結する。その場合に、契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- ・ 今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上

【お問合せ先】

(一社) 長崎国際観光コンベンション協会

経営企画室 企画課

TEL : 095-823-7423

Email : dmo@nagasaki-visit.com

担当 : 兼田 (小林)